

「香川県学校・警察相互連絡制度」に関する協定書

香川県教育委員会(以下「甲」という。)及び香川県警察(以下「乙」という。)は、少年の非行や被害の問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、香川県内における児童生徒を健全に育成していくため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が児童生徒を健全に育成していくため、児童生徒の非行等の問題について連絡を行うことにより、問題の所在を相互に理解し、自らの役割を果たしつつ、緊密な連携を図りながら、非行や被害のより効果的な未然防止、立ち直り支援等を実施していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定に基づく制度の名称は、香川県学校・警察相互連絡制度(以下「相互連絡制度」という。)とする。

(連携機関)

第3条 この協定に基づき連携を行う機関(以下「連携機関」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県教育委員会事務局
 - (2) 県立学校
 - (3) 警察本部
 - (4) 警察署
- (連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な情報交換による連携はもとより、非行事案等について個々具体的な情報提供による相互連絡を行うほか、必要に応じて協議を行い、当該児童生徒への具体的な対策を講ずるものとする。

(相互連絡の対象等)

第5条 この協定による相互連絡の対象は、次に掲げる事案のうち、甲にあっては義務教育課長、高校教育課長、障害児教育課長、保健体育課長又は校長(以下「校長等」という。)が、乙にあっては少年課長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)がそれぞれにおいて必要と認めるものとする。

(1) 甲から乙への連絡対象事案

- ア 問題行動を起こす児童生徒の立ち直り支援が必要と認められる事案のうち、警察との連携が必要なもの
- イ 学校内外における児童生徒の未然防止や安全確保が必要と認められる事案のうち、警察との連携が必要なもの

(2) 乙から甲への連絡対象事案

- ア 逮捕事案及び強制的措置をともなう通告事案
- イ 逮捕事案(強制的措置をともなう通告事案を含む。)以外の事案については、次の事由により継続的な対応が必要と認められる事案

- (ア) 発生要因が学校生活等に関係している場合
- (イ) 粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である場合
- (ウ) 他の児童生徒に影響が及ぶ場合
- (エ) 不良行為を繰り返し、保護者の監護に服さない場合

いなどぐ犯性が強い場合

ウ 重大な交通事故及び悪質な交通関係法令違反

エ 児童生徒の安全確保が必要と認められる事案のうち、学校との連携が必要なもの

(相互連絡事項)

第6条 この協定により相互連絡すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 対象事案に係る児童生徒の氏名、住所、生年月日
 - (2) 事案の概要
 - (3) 児童生徒の健全な育成を図るために必要な情報
- (相互連絡の方法)

第7条 相互連絡の方法等については、連絡責任者(警察署長等及び校長等をいう。)又は連絡担当者(連絡責任者が指定した者をいう。)が、相互連絡制度の趣旨に沿って、面接・口頭により、時機を失せぬ形で行うものとする。

(秘密保持の徹底)

第8条 相互に提供された情報については、秘密の保持に万全を期すとともに、相互連絡制度の目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

(連携における配意点)

第9条 この協定に係る連携に当たっては、相互理解と信頼関係を保持するため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 相互に連絡される情報については正確を期するものとする。
 - (2) 対象児童生徒に対しては、相互連絡制度の趣旨を踏まえ、真に教育的効果を持った適正な処遇を行うものとする。
- (協議)

第10条 相互連絡制度を効果的に運用するため、連携機関は必要に応じて、必要な単位で協議を行なうことができる。

(検討)

第11条 本協定については、施行後3年を経過した場合において、甲、乙間において検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行年月日)

第12条 相互連絡制度は、平成16年4月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年4月27日

甲 香川県教育委員会
教育長

乙 香川県警察
本部長